ソ　フィンランド共和国
ツ　フランス共和国
ネ　ベルギー王国
ナ　ポルトガル共和国
ラ　ルクセンブルグ大公国
ム　香港特別行政区

四十二　流動性の高いポートフォリオ　すべての銘柄が指定国の代表的な株価指数の構成銘柄であり、かつ、一の銘柄のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価総額が、ポートフォリオのすべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額の概ね五パーセントに相当する額を超えないポートフォリオをいう。

四十三　金利先渡取引　当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内又は外国において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。

四十四　ネット・ポジション　対当する（あるポジションと他のポジションが、相互に他方のポジションから生じ得る損失を減少させる状態にあることをいう。以下同じ。）ポジション同士を相殺した結果として残るポジションをいう。

四十五　政府債　指定国（指定国の中央銀行を含む。）の発行する債券並びに指定国の政府（中央銀行を含む。）が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券をいう。ただし、適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。

四十六　バリュー・アット・リスク　ある期間及び危険率を前提として推定した資産価値変動分布において損失額がある値以上となる確率が危険率に等しくなるときの当該値をいう。

四十七　リスク計測モデル　第五章第三節に定めるところにより、市場リスク相当額を算出するために用いるリスクを計測するモデルをいう。

四十八　バック・テスティング　第十四条第二項に定めるところにより算出される損益とリスク計測モデルにより算出される損益との比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。

四十九　ストレス・テスト　リスク計測モデルを用いて、想定される将来の価格変動を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。

五十　外国為替関連取引　異なる通貨間の金利スワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引若しくは通貨オプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

五十一　金関連取引　金に係る先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

五十二　金利関連取引　同一の通貨間の金利スワップ取引、金利先渡取引、金利先物取引、金利オプション取引、債券に係る店頭デリバティブ取引、債券等の貸借、買戻条件付売買（債券等に係る買戻条件付売買であり、買戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において買戻日が定められていないものであって買戻日を定めることにより買戻価格を定めることができるものをいう。以下同じ。）、売戻条件付売買（債券等に係る売戻条件付売買であり、売戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において売戻日が定められていないものであって売戻日を定めることにより売戻価格を定めることができるものをいう。以下同じ。）、選択権付債券売買若しくは約定日から受渡日までの期間が一月以上となる債券等の売買又はこれらに類似する取引をいう。

五十三　株式関連取引　株券に係る店頭デリバティブ取引若しくは株券等の貸借又はこれらに類似する取引をいう。

五十四　貴金属関連取引　貴金属（金を除く。）に係る先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

五十五　その他コモディティ関連取引　エネルギー、農林水産物若しくは卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティに係る先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

五十六　再構築コスト　取引を与信相当額の算出時点における市場の実勢条件により評価することによって算出する額をいう。

五十七　経過日数　受渡予定日から起算した日数をいう。

第二章　算式及び範囲

（連結自己資本規制比率）

第二条　特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であることの基準は、次条の規定により当該特別金融商品取引業者が作成する連結財務諸表に基づいて、次の算式により算出される自己資本規制比率（以下「連結自己資本規制比率」という。）が、百二十パーセント以上であることとする。

$$\frac{\text{自己資本－控除すべき固定資産等}}{\text{市場リスク相当額＋取引先リスク相当額＋基礎的リスク相当額}}$$

（連結の範囲）

第三条　前条の連結財務諸表は、連結財務諸表規則に基づき作成するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者の子法人等が銀行法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社である場合においては、連結財務諸表規則第五条第一項の規定にかかわらず、当該子法人等（以下「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

3　第一項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者の子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。）が銀行法第十六条の二第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十一号又は第十三号に掲げる会社である場合においては、当該子会社（以下「金融子会社」という。）について、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は適用しない。

（比例連結）

第四条　金融業務を営む関連会社等（銀行法第十六条の二第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十一号又は第十三号に掲げる会社のうち関連会社等をいう。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第三項の規定にかかわらず、第二条の算式において当該金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している特別金融商品取引業者及びその子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出することができる。

一　当該金融業務を営む関連会社等に投資を行う二以上の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この章から第四章までにおいて同じ。）（次号及び第三号において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二　共同支配会社が前号の投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

三　共同支配会社の当該金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。